

平成20年第7回那須烏山市議会定例会（第4日）

平成20年12月5日（金）

開議 午前10時00分

散会 午後 2時12分

◎出席議員（19名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
12番	大野曄君	13番	平山進君
14番	水上正治君	15番	小森幸雄君
16番	平塚英教君	17番	中山五男君
18番	樋山隆四郎君	19番	滝田志孝君
20番	高田悦男君		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
副市長	石川英雄君
教育長	池澤進君
会計管理者兼会計課長	斎藤雅男君
参事兼福祉事務所長	零正俊君
参事兼都市建設課長	池尻昭一君
総合政策課長	国井豊君
総務課長	木村喜一君
税務課長	高野悟君
市民課長	鈴木敏造君
健康福祉課長	斎藤照雄君
農政課長	中山博君
商工観光課長	平山孝夫君

環境課長	両方恒雄君
上下水道課長	荻野目茂君
学校教育課長	駒場不二夫君
生涯学習課長	鈴木傑君

◎事務局職員出席者

事務局長	田中順一
書記	藤田元子
書記	佐藤博樹

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（水上正治君） おはようございます。連日、ご苦労さまです。また、傍聴の皆さん、ご苦労さまでございます。ただいま出席している議員は18名です。沼田議員より遅刻の通知がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長等の出席を求めていますので、ご了解願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問について

○議長（水上正治君） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止いたしますので、ご了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うよう、この際、お願いしておきます。

それでは、通告に基づき18番樋山隆四郎君の発言を許します。

18番樋山隆四郎君。

[18番 樋山隆四郎君 登壇]

○18番（樋山隆四郎君） 皆さんおはようございます。議長の発言の許可が出ましたのでこれから質問をしたいと思います。

きのうもいろいろな経済の話が出ましたが、リーマン・ブラザーズというのは悪い野郎だね。あれが世界の経済をめちゃくちゃにしてくれた。日本なんかはまだちょっと前まではある大臣は、日本なんていうのはもう蚊に刺されたぐらいしか影響はない。こんなことを言っていた人もいましたが、実際クマンバチに刺されてこれから大変なときに突入するわけでありませう。ただ、海の向こうのことなどは言っていられなかった。もう既に産業界もがたがた、日本に影響がないどころではないんですよ。これから本格的に訪れてくる大津波は日本だって下手すれば、かじ取りを誤ると世界が大恐慌の可能性が十分にあるわけで、日本の大正時代、どれだけ苦しんだか。

こんなことを考えると、この海の向こうの影響がこれからこの那須烏山市のこの財政状況にも、こととしてはなくて来年影響してくるわけでありませう。この来年の影響をどういうふうにあるいはこの不況が1年なんかで終わるとはだれも思っていない。下手すれば5年10年かかる。そのときに財政状況をどれだけスリム化できるか。ここが一番問題なわけですね。今までは何とか景気が持ち直した。何十期にわたって上昇傾向を続けた景気が、この金融不況から始まった

この経済が我が市にも影響を及ぼしている。

そこで、私は、今まで構造改革集中プランとかあるいは補助金の見直しとか、それなりに検討委員会が結果を出して答申を出したわけでありまして。そういう答申が果たして守られているのか。こんな考えに基づいて、私はこの一般質問の中の項目に負担金、補助金、交付金をどういうふうこれから対応をしていくのか。既に平成17年から平成21年までの集中改革プランはできたわけでありまして。その中で、一番効果が出たのは職員の給料、退職に伴う給料の人件費の削減が1億円、議会が4,000万円ぐらいの金額を削減しているわけでありまして。

しかし、その中でも補助金については1,000万円ちょっと、このぐらいの削減であります。ですから、集中改革プランに基づいて1億4,000万円近い金を削減をした。しかし、その中身を見るとほとんどが人件費だった。これと同じようにこれからも人件費の削減が行われていくのか。早期退職の勧告、こういうことも行っているのか。あのときは意外とそれに集中してそういうムードがあった。しかし、今はそういうムードは消えている。

ただ、私はその人件費の問題に関しましては、非常に慎重にやらなければいけないということとは、課長級1人退職すると、新人あるいは新しい職員を一般職でも3名ぐらい雇えるのではないか。人事計画の中で今、一般職を1人とか2人とか、これはしばらく続いているわけでありまして。烏山時代からでもそうです。しかし、これが10年後、20年後、退職する30年後になったときにはどういうふうになるのか。

結局職員というのは一人前になるまでに5年、10年という年月がかかるわけでありまして。最低でも5人ぐらい採用しておかなければ、人事計画が狂って20年先、30年先に幹部職員がろくにいなくなってしまう。そうすると、また新しく雇う。この人事に関してもあまりにも先を見ない計画ではないのか。20年、30年後に今度は同期職員が2人しかいなかった。ポストは10も20もある。そんなにはないですが、せめて10個ぐらいはある。

こういうふうになると、20年、30年後に市民サービスに影響する。これは非常に今は削減削減と言って、これは効果が上がったようなことを言っていますが、このつけが20年、30年後に来る。こういうわけでありましてから、この問題はしっかりした人事計画に基づいて採用をする。そういうことをしておかないと、あとあととんでもないことになる。こんなこともとひとつ私はつけ加えておきたいと思えます。

特に、補助金等というものがありますが、これは性質別のあれで見ますとこれはほとんどが投資的経費、この投資的経費と消費的経費がありますが、消費的経費の中で一番ウエートを占めているのが人件費であります。これが約20%、約24億5,400万円、このぐらいが人件費であります。

補助費等というものはどのぐらいの割合を占めているか。24億円に対して21億4,

400万円、市の予算の大体19.6%を占めているわけであり、補助費等で。人件費は22.3%です。これからますます上昇してくるのが扶助費等、これがこれからは減るということはありません。先ほど景気の話をしていただきましたが、景気が悪くなればなるほど扶助費というものが増大していくわけであり、

これはどういうものかという、法で決められているんですね。生活保護法とか児童福祉法とか、老人福祉、こういうものはこれからどんどん上がっていく傾向にあるわけであり、下がるといことはほとんどない。ですから、どこかで抑制をしなければならない。人件費もそうなかなか抑制ができない。こういう時代に早期退職勧告といっても、なかなかやめる人はいない。やめても次の仕事がない。よほどの事情がない限りはやめていかない。こういうのが普通の状態であり、

この扶助費等という中にもいろいろなものがあるわけであり、どうしても払わなければならないと法律あるいは条例で定めているもの、これはやむを得ません。特にこの中で大きなウエートを占めるのが広域行政であります。この事務組合に11億2,800万円という約半分近い金が広域行政に流れるわけであり、そのほか、後期高齢者医療給付が2億1,100万円、保険者が変わりまして広域連合のほうに負担金としていかなければいけない。

そうすると、21億4,400万円の中の13億3,900万円とこの分が流れて、残りは8億500万円と。この8億500万円をどういうふうにするのかといっても、負担金あるいは補助金というものがありますから、交付金とか、負担金はこれから答弁の中にもあるでしょうが17億4,100万円、そこから先ほどの広域13億3,900万円、残り4億200万円、これが負担金の中身の数字であります。17億4,100万円あるうちの本当の負担金というものが4億200万円しかないわけであり、そこに交付金の3,200万円をプラスすると8億3,200万円、この中をどういうふうにして精査をしていくのか。

この補助金、負担金、交付金という中には、国、県からトンネルで直接個人に行く金があるわけであり、団体に行く金があるわけであり、この団体に行く金が幾らぐらいあるのか。本当の中身の補助金、負担金は幾らなのか。そこをどこまで削減できるか。これがきょうの私の一般質問の趣旨になるわけであり、

ですから、これからいろいろな質問、中には細かい質問もあるでしょう。しかし、その質問にも即答できないという場合は関係各課長はそれでも結構でありますから、わかる部分に関して答弁をいただきたい。こんな感じであり、長話が長くなるよりも1つずつ精査をできるほうが実があると思いますので、この辺で通告書に基づいた回答をお願いいたしまして、まず最初の質問を終わります。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは18番樋山隆四郎議員から、負担金、補助金、交付金についてご質問をいただきました。お答えを申し上げます。

まず、本市の国からの補助金の内容、負担金、補助金、交付金についてであります。地方公共団体は国庫支出金を受けて法令に基づき実施をしなければならない事務には、地方自治法第2条第9項第1号法定受託事務や、国がその所要経費の全部または一部を負担すべきとされている事務事業などがございます。

本市の平成20年度当初予算におきましては、14款の国庫支出金がそれにあたります。民生費国庫支出金の特別障害者手当等給付費負担金など、精神保健福祉法、生活保護法、児童福祉法など民生費が主でありまして、委託金の外国人登録事務や国民年金事務委託金までの28名称、8億4,785万3,000円ということになっています。

支出につきましては、補助金等につきまして401名称がございまして、21億7,214万5,920円がございまして、予算総額の19.8%を占めております。このうち、負担金につきましては広域負担金、法令外負担金とその他の負担金に分けられておりますが、法令外負担金につきましては、県及び広域行政事務組合において、法令外負担金審議会を設置し、申請団体の自立化や申請内容等を慎重に審議し決定がなされています。

その結果、平成18年度87団体、731万2,000円でありましたが、平成20年度には68団体、560万9,000円と19団体で170万3,000円の削減が図られてきた経過がございます。

その負担金でございしますが、うち70%が後期高齢者医療給付費負担金で占められておりますが、これは法に基づくものでございます。残り178件という多くの連合会、協会及び事業費等の負担金から構成をされております。これを見てまいりますと、時代にそぐわないように思われる団体もございします。団体等の再編、廃止などの要望も引き続き行っていきたいと考えています。平成21年度当初予算編成において、削減可能な負担金があるかどうかを精査をしていきたいと考えております。

補助金、交付金でございしますが、国、県補助対象事業については市単独補助金も上乘せを行い、支出いたしております。なお、市補助金、負担金の補助率には基準に従いましてその範囲内で支出をしておりますことをご理解願いたいと思います。

いわゆる団体運営費補助金につきましては、平成18年、平成19年の2カ年にわたり外部委員によります市補助金等検討委員会におきまして、その広域性、適格性、成果、達成度などを検討してまいりました結果、平成21年度をもって廃止する答申をいただいておりますので、当初予算編成方針に盛り込ませていただきました。

今後は厳しい財政状況を踏まえ、関係諸団体と自立性と自主性を促しながら、さらに必要とする事業実施のための助成措置としたいと考えております。今後とも事務事業の見直しを進める中で、一層効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今、市長から非常に簡潔な要領を得た答弁をいただいたところでありますが、補助金というものは何なのだ。どういうのが本当の補助金なのか。負担金というものはどういうものなのか。交付金というものはどういうものなのか。補助金等という中には性質別経費の中のこの3つが入るわけでありまして。

まず、特に多いのは負担金であります。広域行政あるいは後期高齢者という中のものも含まれてはおりますが、補助金、一般的に言われるものは法令とかあるいは契約に基づいて国または地方公共団体に対し、負担しなければならない経費を言う。法令上の特定の事業について、地方公共団体が該当事業から特別の利益を受けることに対して一定の金額を支出する場合、例えば県道整備事業等の市町村負担金がこれにあたる。こういうふうな説明がなされるわけでありまして。

そのほか、任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため、構成団体が決められた費用を支出する。これはその一部事務組合であるとか、何とか期成同盟会だとか、あるいは推進協議会というものが負担金という名目で出されているわけでありまして。ただ単に何でもいいから出すというわけではないのであります。

補助金に関しても同等のものであります。補助金の場合にはその根拠というものは地方自治法で第232条の2において、地方公共団体はその公益上必要がある場合において寄附または補助をすることができる。ここで問題なのは、公益上の必要がなければ、地方公共団体が他の団体に対して補助金を交付することはできない。こういうふうなうたっているわけでありまして。ですから、この公益性というものはどういうものなのか。この辺が非常に問題になってくるわけでありまして。

行革集中プラン、私は手元に平成19年度のはありませんが、平成19年度の実績表があったら、ぜひ提出していただきたい。平成18年がありますが平成19年がないんです。行革集中プランは当然やっていると思いますので、どのぐらいの効果があつたのか。まず、その書類の提出をお願いいたします。

すぐ出なければ、私のほうでまたちょっと質問の要旨をかいつまんで言いますが、この基準というものは行財政改革集中プランのほかに補助金検討委員会、この補助金検討委員会がちゃんとした基準をつくったわけですね。公益性であるとか有効性であるとか団体等の適格性、こ

これは判断基準ですね。補助対象はどういうものにするか。あるいは期間はどういうふうにするか。はっきり基準を明記して、その補助団体はどういうふうな結論を出したのかといたしますと、約50項目ぐらい挙げまして、その中で1つの結論を出しているわけでありまして。

そこには評価にAとかBとかCとかと、Cの幾つだとかAの幾つかだとか、こういうものを明記して、50団体廃止するもの、あるいは残すもの、そういうことをしっかりやって答申を出しているわけでありまして。その答申がなされたのにもかかわらず、その答申が守られていないというのが何項目かあるわけでありまして。それはもう既に市長もご存じでしょうが、こういうものでちゃんと答申が出ているわけです。

これは約50項目あるわけでありまして。この中でCは廃止、Bは見直し、削減とか、Aは存続とか。430項目のうちの50項目を補助金検討委員会は精査をしたわけでありまして。その精査の中で、やはりCの9、将来廃止に近いとか、あるいはすぐに廃止と書いてあるんですが、これは平成19年度ですだからね。平成20年度の予算にそれが計上されているわけでありまして。こういうものは補助金検討委員会の意見を尊重しているのかどうか。

それともう一つは、これは惰性で補助金を出しているのか。こういう答申が出たにもかかわらず、その課はこういうものを尊重しないで平成20年度の予算に計上してくる。特にこれから予算の時期に入ります。ですから、50項目だけでもこういうものが出てきているわけでありまして。ですから、膨大な数の項目を各課はこれから自分で先ほど言った評価の基準というものを含めて見直す気はあるのか。先ほど言った8億円、このぐらいの金額をどういうふうにして削減をしていくのか。ここが問題になるわけでありまして。これが財政の硬直化を防ぐわけでありまして。

経常収支比率が89.9%、90%に近いわけでありまして。たとえて言うならば、月収10万円、何もしなくても9万円は消えてしまう。残りあと1万円しか自由に使えない。これが今の那須烏山市の財政構造なんです。100億円入ったって、結局10億円しか自由に使えない。その自由に使う金というのはみんな欲しくて、いや、これから予算の編成時期に入りますが、やはりどの課もこれから同じ事業を継続する、新しい事業を展開したい。10課あったら1億円ぐらいしか回らないのであります。

ですから、こういう構造をいかにしてもうちょっと緩やかにしていくか。10万円だったら2万円、3万円ぐらい使える自由な金がある。こういうふうになれば、市民に対してもサービスができるわけでありまして。ですから、こういうことを考えて、私は市長に質問をいたしますが、この答申をどういうふうに考えているのか。既に50項目ぐらいでもこういう答申を出したのに、平成20年度予算に反映されている。この答申は非常に評価を詳しく理由を述べているわけでありましてから、この理由は廃止にあたらぬというのであれば、私はその根拠を示し

ていただきたい。まずはこの1点に関して質問をいたします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 補助金等検討委員会の答申につきましては、基本的に最大限尊重させていただくというスタンスをとらせていただいております。ただ、平成20年度の予算についての反映でございますが、詳細については各課長がよく承知をしていると思いますが、ただ、この中にもすぐに廃止というような項目があったにしても、これは段階的にやはり廃止が必要だというような判断もありましたので、最終的にはそのような答申を尊重する形をとっていきたいと思いますが、そのような経過の中であったということもご理解をいただきたいと思っております。

なお、行財政改革集中プランにつきましては、平成19年度につきましては後で担当課のほうからお示しをいたしますが、おおむね予定どおりの順調な推移を示しておりますこともご報告を申し上げます。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 補助金ということで、これはやはり各課の担当課長に詳しい事情を聞いてくれということでありますが、補助金の基準というものがしっかりしているのかどうか。とりあえずこの中から、これは商工費だから商工観光課だな。これはどういうことかというCの10なんです。Cの10といたらすぐ廃止なんです。富士見台工業団地連絡協議会補助金、これは烏山工業団地との均衡上適切でない。協議会の運営は本来企業の会議費で賄うべきであり、補助金交付は廃止すべきである。こういう理由なんです。この理由は存続させたというのはどういう理由なのでしょう。

○議長（水上正治君） 商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） ただいまの富士見台工業団地の補助金でございますが、東烏山工業団地との均衡上廃止すべきだというご意見でございますが、そもそも東烏山工業団地は企業誘致というか、経過が若干違いまして、東烏山工業団地というのは旧市街地の集積化ということで、誘致企業ではございません。

その点、富士見台工業団地につきましては誘致企業ということで、基本的にはいろいろな道路の維持の管理とか、また工業団地の中の調整池とかそういうことで工業団地の維持管理のためにやっているのが現状でございますが、すぐに廃止というのは非常に厳しい面もありましたので、今年度補助金ということで計上させていただいて、財政当局とも検討させていただいて、できる限り事務局を離れるという方向では進めているんですが、平成20年度につきましては計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） これは連絡協議会なんですよね。連絡協議会というのは、その中の人たちが道路の補修だとか、これはまた別だと思います。調整池の浚渫だとかというのは、この費用ではなくて違う部分から出ているはずであります。その協議会に関して補助金を廃止すべきだといっているものが、なかなか廃止ができないということは、私が今申したとおり、連絡協議会でありますから、あそこの工業団地に入っている各企業、この人たちがいろいろな会議を持つ。そういう費用に使われる費用だと私は推察するのでありますが、道路の維持管理は市はやってくれないんですか。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 富士見台工業団地の件でちょっと補足をさせていただきます。実績はここであらわれておりますように、平成20年度は3万円ほど削減をして18万円を15万円にいたしました。そのようなことになっております。しかし、先ほど申し上げましたとおり、段階的などというようなことをぜひご理解いただきたいのは、連絡協議会の補助金といいますのは、道路の自主管理なんです。草刈りをやったり、通学路の整備あるいは看板を立てたり、街路等の電気代、そういったところに充てているんです。そのようなところから、14社あるんですけれども、社員の方が出ていただいて、そのような地域の通学路を含めた道路の安全管理を主体にこの補助を出しているといった内容でありますので、その辺のところ交通安全を初め子供の通学路の安全を見守っていると言っても過言ではない。こういった補助金だというふうにご理解いただきたい。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 補助金の中身が違っていると今市長から説明がありましたが、さすれば、この補助金は市がやらなければならないことを委託していると考えれば、交付金という名目になるわけじゃないですか。市長、どう考えますか。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 項目等については平成21年度の当初予算で検討をさせていただきたいと思います。私も交付金、補助金という定義はなかなか理解しにくいところがあるので、担当課ともよく調整、相談をして、その辺の名称につきましては検討させていただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 名目は検討して、これは市がやらなければならない業務の一部を委託している。交付金という名目でこれはまた検討したいということですが、まだそのほか幾つもあります。これは公益性であるとか委託をしているということですから結

構であります。まず、問題なのは積立金があってそこに補助金を出している。相当な額がある。これ、私は今1つの例を挙げますと、高根沢南那須牛群検定組合補助金。これは平成19年度は36万円。そして、平成20年度は25万5,000円。この理由はどうかと申しますと、積立金が相当額あることや直接的に組合員の事業収益になっており、公益性において疑問がある。補助金の削減がなされても、組合費等の見直しにより運営が可能となると思われる。こういうふうな理由がついているわけでありませう。

積立金があるところに補助金を出す。それほど豊かなのかな。それと公益性にも問題がある。こういうふうな指摘をしているんですが、これも多少は減額してもなくなる。この辺は担当課、担当課は農林水産業費ですから、農政課かな。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） ただいまのご質問でございますが、ご指摘のように19年度高根沢南那須牛群検定組合については36万円、平成20年は25万5,000円と10万5,000円減額いたしました。それで、この牛群検定につきましては、県内に幾つかの組合がございますが、広域的に合併を既にしております。そういったこともございまして、これからの補助金はさらに削ることが必要なという考えも私は当然持っております。

それから、ただ、ここへ来まして農業を取り巻く環境が非常に厳しい面もございませうので、地域経済の活性化という面からも農家への配慮ということもございませうので、その辺も含みながら、議員ご指摘の趣旨も踏まえて平成21年度は作成させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 農業を取り巻く環境の厳しいのは私も重々これはわかっております。それよりも、なぜこういうことを私が言うかと申しますと、できるだけ財政構造を健全にしなければならないという大名目があるわけでありませう。これはこのまちがこれから5年、10年と景気が低迷したときには、むしろ農業環境が悪いからもっと補助金を出せという理論になってくるわけでありませう。

ですから、こういう理論で来たときには行政はどこにでもやらなければならない。だから、ちゃんとした基準というものをつくって、この公益性、適格性というものに果たして該当するのか。あなたのところは積立金を持っているんじゃないか。しかも、相当額というからこの金額から見たら、100万円や200万円あるのではないか。それなのに補助金が積立金がなくても本当に運営が厳しいんだ。こういうところに補助金だったらまだ話がわかるわけでありませう。

懐の中にいっぱい銭を入れておいて、まちから銭くれ銭くれって、それは聞いてもらえない。

まちなんかそんな銭ないんだと。おれらはもっと厳しいんだ。しかし、あなたたちは受益者であるが、市は全体のことを考えなくちゃならないんだ。だから、この問題は勘弁してくれないか。いよいよ貯金がなくなったときには、それじゃまた考えよう。とりあえず来年度からは考えてくれ。こういうのが普通の説明であって、筋ではないかと私は思うんですが、課長が今答弁したように、それは皆さん、温情みがある課長ばかりでありますから、なかなかそうは厳しく対応できないというのがわかりますが、これから幾つかまた出てくると思いますが、これはある程度非情になってもらわないと、これからこの問題は解決しないというふうに考えております。

これはまた農水費で申しわけないんだけど、会員数が3戸というたばこ耕作振興協議会補助金と、公益性から言ってもその金額がまたわずかなんですよ。平成20年度はたった1万5,000円。1戸5,000円ずつ、3戸しかないんだから。これもやめることができないというのは私は既得権というか、1回もらったところに一律何%削減というふうにしてこれを査定をしているのではないか。これは一番簡単であります、先ほど言った基準がしっかりしていれば、こういうところは公益性というものから考えれば、たったこの1つでも除外されなければならない。

こういうふうに考えますが、温情ある課長ばかりだから、なかかなか私も何としろということとは言えないんですが、この慣例に基づいてやっているということに対して、あるいは既得権というものを外す気はあるのかなのか、市長にお伺いいたします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今、農政関係の2例を挙げられましたけれども、いずれも非交付団体にいたしましても、市の財政状況というのは十分わかっているはずなんです。ですから、そういった厳しい中で私どもも検証しなければならないというつらさがあるんですけども、そういう中でも先ほども段階的にというお話をいたしました、やはり一気に切れない。やはり当局の理由もございしますので、そういったスタンスをとらせていただかざるを得なかったというのが平成20年度予算でございます。

したがいまして、繰り返しになりますけれども、補助金等の検討委員会を時間をかけてやっていただいたことについては、大変私も敬意を表しているわけでございますので、そういったところを最大限尊重させていただく。若干この終末に行くまでには段階的な経過もやはり考慮せざるを得ないということで考えておりますので、その辺の経過措置もぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 農政課長中山 博君。

○農政課長（中山 博君） 1つお断りさせていただきたいんですが、たばこ耕作組合につ

いては平成21年からゼロということで組合員と話がついております。ご了解ください。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 実際ここにも平成21年度で廃止と書いてあるんです。ですから、もうこれは公益性というものに関したならば、ちょっと不適合だと農政課のほうでも判断しているわけです。3年以内に廃止、見直しというのはいっぱいあるわけです。ですから、これが今市長が答弁したように段階的に段階的にということになると、なかなか思い切った削減ができない。毎年一律10%カット、こういうのを続けていったのでは、そのほかに上がる経費、扶助費であるとかあるいは広域の負担金であるとか、こういうものが上がってくると少しばかりの補助金のカットでは間に合わない。逆にふえてしまう。これは平成19年度より平成20年度はふえているんですか、実際、補助金の総額は。これを見るとわかりますが、二十何%ふえているんですよ。23%ふえているんです。

平成19年度は17億3,800万円だったんですよ。それが平成20年度は21億4,400万円になっているんですよ。こんなにふえているんですよ、これ、増減率が。23.4%ふえているんです。ですから、カットの速度が遅いと、逆にこの総額がふえてきてしまう。ですから、思い切ったカットをしなければならぬと私はそこを言っているんです。

これがまだまだふえるということになったら、さっき言った1万5,000円ぐらいカットしたって何もならない。どこにも追いつかない。これがぞろぞろ出ているわけです。だから、こういうことを言っているので、悠長なことは言っていられないんだと私は考えますが、市長はその辺はどう考えますか。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 詳細は総合政策課長にお答えをさせますが、この平成19年度、平成20年度の対比を見ていただくと一目瞭然なんです、やはりふえている。平成20年度の予算編成方針でも道路整備をインフラを中心として教育、福祉、医療、そしてこの小学校6年生までの医療費無料、あるいはこんにちは赤ちゃん祝い金、そういった社会保障というところの名が負担金、補助金という名であらわれております。したがって、それは新しい事業といたしまして増嵩していることは事実であります。

さらに、広域行政事務組合で1億円強の負担金がふえておりますが、これは病院への支援金であります。1億円の支援金であります。これは病院を取り巻く環境というのはご存じのとおり大変厳しい。これは医療費の診療ももう10%近くここ10年で下がってきた。医師もいない。そういう中で32時間の労働を強いられている医師を何とか助けようじゃないか。そういうところから、本市としては那珂川町と相談をいたしまして1億3,000万円の支援金を出しました。そのようなところからやはり増嵩いたしております。

またさらに、この企業誘致の奨励金等も今年度から発生をいたしております。そのようなところからこの新しく補助金、負担金、交付金と言われるものはふえております。しかし、中身は新しい新規事業、いずれもそういった必要な事業でございましたので、そのようなことをご理解いただきたい。なお、先ほどの従来から続いている補助金等については、間違いなく減額あるいはゼロ査定ということになっておりますので、ひとつそのようなご理解をいただきたいと思えます。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 最初に質問がございました平成18年との比較を申し上げておきたいと思えます。平成18年度と比較しまして平成19年度の効果額であります。総額で6,063万8,000円の効果額を生んでおります。内訳をしてみますと、法令外負担金につきましては市長答弁にもありましたけれども、約127万円程度減額されております。なお、今、議論になっております団体運営費補助金につきましては、1,024万4,000円の効果額でございます。さらに外郭団体の補助につきましては、740万円の効果があらわれているということでございます。

なお、本年平成20年度の総額で平成19年度に比較してふえている。もちろん現実でございまして、ただいまの市長答弁のとおり事業費補助ということで、特に新規のありました定住促進、企業誘致、こんにちは赤ちゃん祝い金、これらが6,000万円近くトータルでふえてございまして、反面、団体運営費補助金につきましてはさらに230万円の減を図っております。法令外負担金につきましても若干でございまして43万7,000円の減額で平成20年度予算については計上いたしておりますので、報告を申し上げておきたいと思えます。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 私は、必要なものはふやせ。必要でないものは削れ。こういう基本姿勢で言っているわけでありまして。ですから、広域行政の負担金が1億円ふえた、だからそれはいいんだ。広域病院とかこういうものもろもろの新規事業あるいは新しく発生した費用、こういうものを廃止しろと。補助金カットをどれも混同して補助金の中身をこれはいい、これはまずいと、こういう質問をしているわけでありまして。補助金がふえた理由、これは私も中身を全部精査をしております。どことどういう項目がふえたか。このふえた部分の中で市の施策としてやっているわけでありまして、私はこれには異論は申しません。

先ほどから言っているように、慣例だとかもう積立金もあるようなところに補助をしているのか。こういう部分を段階的にやりましょう、削減しましょうなどと言っている時期じゃない。たとえ1億円の増額があっても、この中の3,000万円、5,000万円を補助金カットで穴埋めした。丸々1億円出るのはではない。そのかわりカット分である程度は補って4,000万

円とか5,000万円にした、実際の支出は。こういうことを私は言っているのであります。ですから、その辺を勘違いしないでいただきたいというのが私の考えであります。

これからまだまだ出てくるんですよ。これ、何回やっても切りがありませんが、特にここで即廃止と言ってちゃんとやっている。それと、1万円とか5,000円とか3,000円、こういう何とか協議会とかこれの負担金、法令に縛られているわけでもなく、こういうものは果たして補助の効果があるのか。補助の効果が見られなければ、これは法令で縛られていなければカットをしてもいいのではないか。この中で、すぐ廃止といった教育費なんです。教育長なんです。ガールスカウト、ボーイスカウト、これはどういうふうに書いてあるかという、市に対するボランティア活動等は大いに評価できる。会費の見直しなどにより自主財源の確保ができるとともに少額補助となっていることから、補助金がなくても自主運営が十分可能である。よって、すぐ廃止すべきであるという理由なんです。

ところが、平成19年度は1万8,000円、平成20年度は1万5,000円なんです。こういうふうな理由に対して、教育長は何か理由があれば。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） 今、ご指摘いただきましたように少額の1万数千円の助成をやっております。ご指摘がありましたようにボーイスカウト、ガールスカウト、市の事業に対しましてボランティア活動を中心にやっている都合上、助成という形で今まで継続してまいりましたので、今後、今指摘がございました少額につきまして事業に対する助成という形で、今後必要であれば助成を続ける。また、不要ならば当然減額していくという考え方を今後継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） この補助はほんの最近できたんです。昔からあったんじゃないんです。どういうわけか出てきたんです。昔は自主運営できなかつたんだから、ここへ来て最初2万円、ぼーんと出てきたわけです。その前は運営できなかつたのか。何なのだ。新規事業なんかに採用する補助金ではない。こういうものを継続して、すぐ廃止しろといったって5,000円減額で出してくるわけです。

だから、この辺のところは先ほどは教育長、失礼をいたしました。それは課長のほうから明快なるお答えをしていただきたい。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） 私はボーイスカウト、ガールスカウト活動が長い実績をお持ちなのを見ておりますので、申しわけございませんが急に出てきたという感覚ではなくお答

え申し上げたんですが、私は長くあるのかなと思っているんですがそうではなかったんですか。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 3年か4年前の補助金を見てみなさい。ゼロだ、こんなもの、もともとない。ボーイスカウト、ガールスカウトの活動自体を否定しているんじゃないよ。これは公益性というものでこれは非常にいい。しかし、市から補助をするほど、あれなんかは本当はボランティア団体だ。それが何で補助をもらうの。ボランティアでやっているところに補助金なんか出すという考え自体がおかしい。これこそ今すぐ廃止なんですよ。そういうものに対してわずかであっても少しずつ見直していく。こういう姿勢が各課になればだめだ。これを言っているんですよ。

だから、市長は段階的にやりましょう。これはそのほうがいいんだという考えを先ほどは述べてくれましたが、それほど甘いものではない。大体430団体ぐらいあるんだよ。ほかの自治体と比較してあるのでちょっと話してみましようか、驚くべき数字が出てきますよ。

団体補助金、負担金の見直しというふうな中で、ある団体はどのぐらいあるか。これは那須烏山市の平成18年度、ですから補助金、負担金、交付金の件数は確かに平成18年から比べても減っているんです。平成18年が補助件数が339件あったんです、負担金で。補助金が150件、交付が33件。これを平成20年には280件まで減らしているんだからね。それだけの努力をしているんです。そして、負担金が28件、339件から280件に平成18年、平成19年、平成20年で減らしているんです。大変な努力をしているんです。

補助金は150件から127件に減らしているんです。そして、交付金は33件から22件、こういうふうに減らしている実績があるんです。ほかの自治体では大体規模は同じです、3万人ですから。負担金の件数は何と180件、100件も多いんだよ。それと補助金、127件が88件しかない。たった88件です。それで、交付金は15件、那須烏山市は22件、こういうふうに数を補助金を見直すということから始まって、他の市では負担金が大体100件、これだけ少ないわけでありませう。

補助金においても、あるいは交付金においても、うんと減っているわけでありませう。それで、広域行政のいろいろなものを含めて補助金の額が約11億円です。21億円、11億円、10億円の差があるわけでありませう。ただ中身を精査すると個々の事情は個々の事情ですから、私は先ほど申しましたように8億円、その中でも法令に基づいているものを引くともうちょっと減ってくる。でも、それをなおかつ精査をしろというふうに言っているわけでありませう。

ですから、この中身には相当な努力をしてこれだけのものを積み重ねてきたわけでありませう。これだけのものというのは補助金検討委員会が10回にわたって行われているわけでありませう。そして、これだけのものを報告してきたわけでありませうが、なかなか市長の考え方が説明がど

うなのか、私の受け取り方なのか、思い切ってやるべきところあるいは新規事業でこれは大切だといってスタートした事業の増額は別に否定しているわけではない。しかし、必要のないものをどこまで削っていくかといったときには、先ほど言った判断基準であります。

ですから、私はここでもう一つ補助金の問題であるのは、国、県が市町村を通して個人に補助をしている。これは総額で幾らぐらいあるのか。あるいは事業名があればその事業名を指摘をしていただきたい。通告書にも書いてありました。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 国、県の補助金を市が受け入れまして団体あるいは個人に交付しておりますものでございますが、主なものを申し上げておきたいと思えます。まず、民生費では、障害者地域生活支援事業費4,649万600円、特別保育事業推進費、これは私立の施設関係でありますがこの補助金が3,354万200円でございます。衛生費で申し上げますと、浄化槽の設置事業費補助金5,180万6,000円、合併浄化槽関係です。農林水産業費では、畜産担い手育成総合整備事業費補助金1,281万4,000円、教育費では幼稚園就園奨励費補助金945万5,400円などとなっております。合計で現在申し上げました額をトータルでは3億6,601万9,434円。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） そうすると、先ほどの負担金、補助金という中で8億3,200万円、これが真水なわけでありまして。21億4,400万円の中の。この中からまだ引かなくちゃならない。3億6,600万円を引くわけでありまして。そうすると、本当の補助金の中身が出てくるわけでありまして。これをどういうふうにするか。ここなんです。これはどうしても補助金という額が多いように見えますが、本当のものは中身は精査できるものはどれぐらいあるのか。約5億円です。この5億円をどこまで縮めることができるか。そうすると、先ほどの交付の基準をしっかりと守って、どこまでできるのか。1億円でも2億円でもこの部分をカットできないのか。既得権とかあるいは慣例でだらだらだらやっている補助金、これは必要なものを全部除いたわけだからね。この5億円をどうするか。ここなんです。市長はこの5億円をどういうふうにして処理しようとして考えているのかどうかをお願いします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほど来の21億円から結果としては5億円だということまで落ちてきたわけですがけれども、合併直後からこの補助金等の削減等については各課本当に真剣に取り組んできました。やはりそのような努力でここまで落ちてきたという努力もぜひお認めをいただきたいと思えます。

今後、この5億円等につきましては、補助金等の検討委員会を尊重するという形を進めてき

ておりますことから、やはりただそうは言いましても、平成21年度までにすべてを廃止という、あるいは継続あるいは3年後というようなことにはならないかもしれませんが、それに向けた形でやはり英断をしていかなければならないと考えます。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 訂正させていただきます。先ほどの3億6,000万円と申し上げましたが、この中には後期高齢者分の負担金が入っておりましたので、これを差し引きますと1億5,000万円になりますので訂正をさせていただきたいと思います。

なお、当初予算関係で補助費等の状況をちょっと申し上げておきたいと思います。当初で21億7,000万円余の補助費等になっているかと思えます。内訳としましては、負担金では17億4,000万円、補助金で3億9,800万円、交付金で3,200万円です。これで21億7,000万円でございます。

そのうち、議論となっております関係で申し上げておきますと、その他の負担金、これが3億1,500万円、そのうち後期高齢者分が2億1,100万円ございます。そうしますと、真水で申し上げますと1億円がその他の負担金です。団体運営費補助金は2,480万円でございます。事業費補助金、定住促進とか企業誘致とかこんにちは赤ちゃん祝い金、これが1億1,600万円です。イベント補助金が347万円です。外郭団体に対します補助金、商工会とかそういうところだと思いますが7,460万円。国、県の補助事業です。これはトンネル事業等もあると思いますが、これが1億7,700万円、利子補給が190万円、それから交付金なるものが3,200万円でございますので、多分8億円にはならないのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） そこまではいかない。大体どのぐらい真水で。（「3億円」の声あり）真水で3億円という試算、総合政策課がね。それと今ある資料は出してくれますか。そういう見解である。

今、総合政策課長からどういう計算か、ちょっと私の計算と違ってありますが、出てきますので、その辺はまだ先に置くとしても、この真水の問題、これをどういうふう処理するのか。再度それは市長にお伺いしたいんですが、金額は今正確な金額が出るといいますから、先ほど言ったように、いつまでも続けているわけにはいかないんだ。それともう一つは私はこの減額をしていったことに対して敬意を表していないんじゃないんです。けなしているわけではないんです。さらなる努力をしてくれ、ここを言っているわけであります。

ですから、決して今までの努力を水泡に帰すということを言っているのではなくて、さらな

る努力を。ことしにこの補助金検討委員会は立ち上がっているんですか。市長にお伺いいたします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この平成18年、平成19年2カ年にわたりまして、団体運営補助金についての補助金等検討委員会を立ち上げさせていただきましたから、その答申を尊重する形で進めているというようなことでございます。ただ、この項目の中にはやはり単年度でゼロ査定にするというようなところもできなかったという報告がございましたので、そういったところは段階的な経過措置でご理解いただきたいというのは先ほど来の答弁でありますので、あくまでも平成21年度までにそのような措置をするというような答申でございますので、今回はそういった検討委員会等については立ち上げなかったということでございます。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 私が言いたいのは、せっかく立ち上げた補助金検討委員会、答申を出したから後は野となれ、山となれではなくて、3年を一応区切ったわけですが、3年以内に検討しなさい。この項目だけではなくて、もっと多くの項目もまだ検討してもらいたい。こういうふうな評価をしっかりと、そして、市長が言う市長も同じ、少しずつ変えていくんだというよりも、補助金検討委員会の意見のほうが第三者でありますから、この意見を尊重したと言えば市長だって別に批判はされないわけであります。

あなたは予算執行者だと言われるかもしれないけれども、しかし、今の財政状況を考えると、さっき言った公益性であるとか適格性であるとか、こういうものをしっかりと説明をして、そして廃止。中には怒って怒鳴り込んでくる団体だってあるはずですよ。なんだ、ことしからおれのところへ予算をつけないやつがあるか。しかし、よく聞いてくれ。市の財政状況はこういう状況なんだ。しかし、あなたの団体だけをそういうふうに扱ったんじゃない。そのほかの団体だって幾つもあるんだ。そして、市の財政を少しでも立て直すためにやっているんだから理解してくれというふうに言えば、1万5,000円や2万円の補助金ならいいよと。そこまで市が大変になるならそんなのもらわなくていいから。

あるいはあなたたちは財源豊かで貯蓄までしているんじゃないか。そんなものに補助金はやれない。おれのほうがもっと苦しいんだと。こういうふうになるはずであります。ですから、私は補助金に関して、この問題に関してしつこく言うようではありますが、ここは耐えてくれというところまで行かなければ、その理由として補助金検討委員会は3年間経過を見守るということで、本来ならば今年度も立ち上げなければならないのではないのか。答申を出したからあとはいいんだではなくて、この答申を出した補助金検討委員会がチェックする機能が働くわけありますから、そうすると平成20年度予算に関してもこれはちょっと市長おかしいのかと。

あるいは担当課の課長がおかしいんじゃないかと。補助金検討委員会のチェックが入るわけがあります。だから、これが進んでいくと私は言っているのであります。

このチェック機能を外してしまって、皆さん温情ある課長がことしもそれじゃあ、ちょっと削るか。これで何とか勘弁してくれというのでは、なかなか事は進まない。厳しいようではありますが、そういう姿勢が果たしてとれるのかとれないのか。市長としてこれは大英断を下さなければならぬというのであれば、その大英断を下して補助金検討委員会を立ち上げて、この答申に基づいてチェックをする。できなかったものはどういう理由なのか。こういうものをしっかりとやっていかなければだめだ。もう1回、補助金検討委員会を立ち上げて検証をする気があるのかなのか。この結論を市長は出してくれるのか、どう考えるのか。やるのかやらないのか、立ち上げることをするのかしないのか、これをひとつお伺いいたします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 平成18年、平成19年の答申は平成21年度までということでございます。したがって、平成21年度のことにつきましては、それらも検討させていただきたいと思いますが、今年度は既にもう当初予算の査定の時期に入っております。したがって、この答申を踏まえた形で、今回の平成21年度の予算査定はかなり各課とも厳しい査定になるのではないかと思います。したがって、そのような平成21年度の当初予算の策定につきましては、この補助金等についても検討委員会の意見を尊重する形で査定を進めさせていただきたいと考えておりますので、検討委員会等については平成21年度、これを検証する意味でもそういったところで設置を考えたいと思います。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今、市長から答弁があつて、平成20年度はもう無理だと。しかし、平成21年度に補助金検討委員会を立ち上げて、これをチェックするという答弁でありましたから、私はやむを得ない措置であると考えますが、平成21年度からまた3年間に限って補助金の継続をできる団体もあるわけでありまして。しかし、その間にまた必要のない、もう使命は終わったという補助金も出てくるわけでありまして。

ですから、私はこの補助金検討委員会というのは永続させることによって効果が出てくる。途中で中断をしたのでは答申を出したからいいや、3年後に立ち上げて、また検証しましょうというのでは、これはたった50項目です。これは本来ならば全項目にわたって1つずつやっていくというのが、そして最後にこれだけ検討委員会としては削減の答申を出した。しかし、行政としてはそこまではできないんだ。何としても5億円の中の2億円までは削れたが3億円までは、検討委員会は3億円まで削れると言った。しかし、行政としてできない部分があつて2億円しか削れなかった。これを検証を続けていけばそれができるんです、毎年毎年。これを

やると、平成21年度ではなくて、その後も補助金検討委員会を継続してやる気がさらにあるのか。ここを私は再度質問いたします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今年度につきましては、当初予算も先ほど申し上げましたとおり、答申の内容に沿った厳しい査定になる。それを検証させていただくということもございまして、平成21年度は当初からこの下半期ということではなくて、上半期の早いうちに立ち上げさせていただきたいと考えております。

また、それを立ち上げる際に、永年的に続けるかどうか。これはやはり今年度の当初予算の査定をもって平成22年度が必要かどうか、そういったところも想定できますので、今の段階では平成21年度の予算査定の結果を見てから検討していきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 私はここで、やはりいつも最後でどうもはぐらかされる。平成21年度をやったら平成22年度もやって、ある程度まではもうぎりぎりだと。そういう姿勢があつていいのではないかと。検討はしますと市長は今言いました。平成21年度、それ以降に関しては検討します。これが非常に私たちにとっては答えとしてはどう理解していいのかわからないんですよ。検討をします、理解はしますということは言われているんですが、その後どうもなかなかやむやになってしまう。

だから、わたしはここで、はいやりますと、平成21年度にやりますと言わなくても、それは結構です。しかし、腹の中にはそれを思っていてください。また、私は平成21年度のとぎに同じ質問をいたします。とにかくそういうことで、市長も検討をすると今ここでどうこうというわけではありませんから、平成21年度に立ち上げたならば、その後も継続する。そういう腹だと私は推測をして、平成21年度にまたこの質問をいたしますので、任期はあるのか。そういうことでもう時間もいよいよなところありますので、私の質問はこれで打ち切ります。

以上であります。答弁は結構であります。

○議長（水上正治君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時40分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき3番久保居光一郎君の発言を許します。

3番久保居光一郎君。

〔3番 久保居光一郎君 登壇〕

○3番（久保居光一郎君） それでは、本定例議会の最後の質問者でございます3番久保居光一郎でございます。質問に入りたいと思いますが、その前に傍聴席の皆さん、大変きょうはご苦労さまでございます。また、中には連日熱心に傍聴をいただいている方もいらっしゃいます。本当に敬意を表したいと思います。ご苦労さまでございます。

それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。私は4項目について質問をさせていただきます。救急医療体制の現状について、こども館の利用状況と管理運営について、指定管理者制度について、こぶしヶ丘遊歩道の現状と今後の対応についてであります。市長におかれては、大変この3日間お疲れのことと思いますが、簡潔明瞭なる答弁をお願いして、私の質問に入らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず初めに、救急医療体制の現状について伺います。一般質問の初日に先輩議員が同じような質問をされましたけれども、私も同じ救急医療体制についてであります。しかし、少し角度を変えてお伺いしたいと思います。過日、東京において脳内出血の妊婦が病院のたらい回しによって死亡するという大変痛ましい事件がございました。このことは、決して対岸の火事ではなく、国、県、各自治体を挙げて医師不足の問題や救急医療対策には緊急に対策を講じなければならないということは言うまでもないことでもあります。

当然、本市においても、市民の生命を守るために、いかにその体制を充実させ、患者を速やかに病院に搬送したらいいか。市長においても常々苦心をされていることと思います。また、現場で昼夜職務にあたっている救急隊員の方に対しましても、職務とはいえ心から感謝と敬意をあらわすものであります。本市における救急患者が最も頼りとする搬送先は那須南病院ですが、残念ながら今の体制ではすべての患者を受け入れることはできないだろうというふうに考えております。

そこで伺いますが、年間何件また何人の出動要請があり、そのうち何人程度を那須南病院で受け入れているのか。また、そのほかの何人が管外の病院に搬送されているのか。また、救急入電から病院に搬送されるまでの平均所要時間は何分ぐらいかかっているのか。それとあわせて、那須南病院ではどうしても対応できない症状などもあるかと思えます。また、診療科目などによってはどうしても受け入れることができないというような事態もあろうかと思えますが、その辺の部分もわかる範囲で結構でございますので教えていただきたいと思います。救急患者をより迅速に搬送するために、市長はどのような対策を考えておられるのか。その考えもおありであれば伺っておきたいと思えます。

2点目は、以前、私は一般質問の中で女性の救急隊員を採用してはどうかというような要望をさせていただきました。その女性隊員の採用が内定しているというふうに聞き及んでおります。これは市長が日ごろから言われている市民の生命を守り、安心、安全な環境づくりという

観点からもまことに時宜を得たことであり、私は高く評価をするものであります。しかし、今までの男性だけの職場に初めて女性が入るということは、受け入れる側にしても、また、新しく入ってくるほうとしても、お互いに気遣いといいますか、気配りが必要な場面も多々あるかどうかと思います。

当然男女雇用機会均等法もございますので、女性隊員といえども存分に働いてもらわなくてはならないということは言うまでもありませんけれども、しかし、その中にもお互いの気配りが必要なのかなということと、やはり女性隊員が存分に働けるための環境づくり、それから施設の整備、改修も行うべきではないかというふうに私は考えておりますが、広域行政組合長でもある市長の考えを伺いたいものであります。

続いて、こども館の利用と管理運営についてお尋ねをいたします。こども館が開設されて早くも1年がたちました。この1年間の間の活動内容、事業内容と1年間トータルの利用者数で結構でございますので、利用者数は何人あったのかということについて伺いたいと思います。

また、利用者が楽しく利用できて、育児の相談が安心してできる施設であるということがこども館の第一義の目的だと思いますが、現在の職員並びに相談員の体制で受け入れ体制に不足が生じないのか。もし、生じるようであれば、それを可能にする体制にしていかなければならないのではないかというふうに私は思います。この点についても市長の見解を伺うものであります。

次に、指定管理者制度について伺います。指定管理者制度が本市に導入されて2年以上経過いたしました。この制度に対する市長の基本的な考え方とどのようにこの制度を活用していくのか。市長の所感をまず第1点伺うものであります。

次に、去る9月22日、経済建設常任委員会として現在市が指定管理者制度を導入している施設の現状を視察してまいりました。龍門ふるさと民芸館と山あげ会館、やまびこの湯、農業公社が指定管理を受けた観光いちご園とぱん工房、こぶしヶ丘温泉を視察してまいりました。

それぞれの施設の責任者から、現場の状況を視察し、また、指定管理者制度について行政及びその施設の責任者からどのような説明があり、どのような指示があったかについても伺ってまいりました。その結果、1施設を除き、現場を取り仕切る責任者でさえ、指定管理者制度とは何か、また指定を受けた申請書にあつては見たことも聞いたこともないというまことにお粗末と言わざるを得ない状況でありました。

この見解は経済建設常任委員会の委員の方が全員一致するところであろうかと思えます。市長もこの現状については重々ご承知のことと思えますが、このような現状を市長はどのように考えておられるのか。その考えを伺うものであります。

3点目は、このたび指定管理者制度に基づき公募した那須烏山市観光物産センターの選考に

ついてであります。今回、指定管理者制度を導入した観光物産センターは、現在2階にある食事どころのめん太郎、これは市が直接賃貸契約を結んでいると思いますが、そのめん太郎から支払われる光熱上下水道費は、平成19年度の決算では指定管理者の事業の収入に組み入れられて決算が行われておりました。

一方、1階、指定管理を受ける部分の物産センターの物品の販売の収益は、観光協会の収益として観光協会で決算をしておりました。この建物はこのように特殊な会計事情などがあるわけでございますけれども、今回、公募されたところにその情報を事前に周知するための説明会を開くか、あるいは文書で通知するなどの手段を講じたのかどうか。その辺についても伺いたいと思います。

私は同じそういう情報も等しく出して、同じ土俵で公募させることが公明正大なプロポーザルによる公募のあり方ではないかと思っているわけですが、そのような手段を講じたのか否かについても伺いたいと思います。

最後の質問は、こぶしヶ丘遊歩道、これは通称こぶしの里とも言われたと思いますけれども、その現状と今後の対応についてであります。約11年ぐらい前になるかと思うんですが、こぶしヶ丘遊歩道が造成されました。この事業は、県と関連した事業であったかと思いますが、このこぶしの里という日本酒を町内で販売するなど、当時は町の観光拠点の1つにしようというような意気込みが感じられた事業であったかと承知しています。

今回、この質問をするにあたり、私はその現状を把握するために遊歩道を歩いてまいりました。その現状は、雑草が生い茂り、どこが遊歩道か判別ができないほど荒廃しておりました。おそらく何年も前から放置されているのはだれの目から見ても明らかであります。

そこで伺いますが、この遊歩道は現在どこの管轄なのでしょうか。県なのか、それとも市の管理下であればどこの課が管理しているのでしょうか。また、この山林は借地であると聞いております。借地であるとすれば、当然敷地料が発生するわけでございますけれども、その敷地料は現在も支払われているのでしょうか。支払われているとすれば、その金額についても伺いたいと思います。また、この遊歩道の当時の造成費の金額と当時の事業目的等の骨子についてもあわせて伺いたいと思います。

2点目として、この遊歩道は現在市が指定管理者制度を導入し、委託しているこぶしヶ丘温泉とキャンプ場の間を結ぶ遊歩道であります。この遊歩道を今後とも現状のまま放置するのか。市が直営で管理するのか。それとも指定管理者制度を導入して委託するのか。その対応についても市長の見解を伺うものであります。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（水上正治君）　ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 0時58分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） 午前中に3番久保居光一郎議員から、救急医療体制の現状について、こども館の利用状況と管理運営について、指定管理者制度について、そしてこぶしヶ丘遊歩道（こぶしの里）の現状と今後の対応について、大きく4項目につきましてご質問をいただいております。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、救急医療体制の現状でございます。議員ご指摘のとおり昨今の救急搬送患者が病院に拒否される事例が全国的に相次いでおります。これが大きな社会問題になっていることにつきましては、私も大変大きな危惧を抱いております。現在のところ、幸いにして本市において受け入れ拒否という事例は報告はされておられませんので一安心はしておりますが、そもそも受け入れを拒否される要因は何なのか。このように申しますと、第1に医師や看護師等の不足があります。第2には急速な高齢化等による需要の増加がございます。第3に安易な救急要請等が増加しているということです。コンビニ感覚というふうに言われていますけれども、このようなことが増加をしている。このようなことが言われております。

ご質問の趣旨であります当管内の救急医療の現状でございますが、広域消防の救急搬送件数は平成15年度1,604件でありましたものが、平成19年度は1,713件と増加の一途をたどっております。ちなみに平成19年度の搬送患者1,713件の内容を見ますと、全体の6割が60歳以上の高齢者となっております。また、4割は入院を要しない軽症患者であります。さらに収容先病院につきましては、7割以上が那須南病院となっております。

こうした状況の中で、初期救急医療につきましては平成18年2月に南那須地区地域医療対策協議会を設立いたしました。休日及び夜間の救急医療体制等について検討いたしておりますが、医師数の不足、高齢化等の課題が多く、十分ではございません。したがって、休日及び夜間の救急医療は二次救急である那須南病院に依存せざるを得ない状況にございます。

この二次救急医療の地域中核病院として大きな役割を果たしている那須南病院、このような現状の姿でございますが、この当病院もやはり医師数の不足等により勤務医が疲弊をしているような状況にございます。休日及び夜間診療の病院負担を軽減するためにも早急に医師数を定員に近づけることが最大の課題であると私は考えております。参考でございますが、平成20年度は20名定員のところ医師数13名の常勤医でありまして、7名減だというような体

制でございます。

こうした現状を踏まえまして、栃木県でも第5次保健医療計画、これは平成20年から平成24年までを策定をして医療体制の整備に努めておりますが、今回の計画には医療体制に加え、医療の適正利用のために栃木県救急医療情報システム等の活用や安易な時間外受診の予防のための意識改革、病院前救護体制としてのAEDの設置の促進等も計画をいたしております。

市におきましては、今年度全小中学校にAEDを設置する等体制整備及びあらゆる機会に救急医療体制の現状を訴えまして、適正受診に努めるよう周知徹底いたしまして、今後も救急医療体制の整備に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、女性救急救命士の件でお尋ねがございました。これに伴う職場環境の整備についてのご質問でございます。南那須地区広域行政事務組合にかかわる本年度の採用に関するものでございますが、広域消防本部の職場は消防士など男性中心であるのが実情であります。しかし、男女雇用機会均等法により、たとえ消防本部におきましても女性に対して差別することなく、職員の募集、採用に関し均等な機会を与えなくてはならないと考えております。

南那須地区広域行政事務組合の情報では、来年度の消防職員の採用予定者6人ございます。その中に女性が含まれていることは事実でございます。先ほどご指摘がありましたように、採用の内定を通知をしたということでご理解をいただきたいと思っております。なお、消防本部におきましては、男女共同参画社会の理念から女性が勤務できる職場環境を整備することは大変重要であると考えておまして、今後とも計画的に整備をしていきたいと考えております。

次に、こども館の利用状況と管理運営についてであります。まず、1点目のこども館のこれまでの活動内容と利用状況についてでございます。こども館は子育て支援及び家庭教育の充実のために研修、相談、交流の場として子育てサポート事業、これは遊びと相談、家庭教育学級、歌の教室、生活体験や自然体験、こども祭り、こども館まつり、家庭教育基盤形成事業などの主催事業及び国からの委託事業をやっております。

さらに、施設の貸出、そして子育て、家庭教育支援団体、サークル、ボランティアなどの育成支援、最後に情報提供、施設整備、放課後児童健全育成事業、これらをやっているわけであります。

利用状況ですが、開館当初平成19年10月には来館者数53名でございましたが、現在は月約600名の利用がございます。平成19年10月から本年10月までの総利用者数3,402名となっております。

今後の事業展開といたしましては、主催事業に関しまして親子交流の場や遊びの場などの幼児期の子育て支援の充実はもとより、今後はさらに子育ての知識を広げる講座の開設を予定をいたしております。また、さまざまな子育て機能を持つ複合施設になるよう児童館放課後子ども

もプランについて検討し、利便性があって使い勝手がよい魅力的な施設になるよう、さらなる改善を図ってまいりたいと考えております。

2点目の来館者が楽しく利用できる施設として、また育児等の相談が安心してできる施設として、現在の職員、相談員体制で不足はないかのご質問であります。昨年度は職員4名、うち兼務が2名でございました。そして、臨時職員2名の体制でございましたが、本年度は職員4人、兼務は1名でございます。したがって、専従職員が3名、1名増とさせていただきました。7月からの家庭教育基盤形成事業、これは国の委託事業である臨時職員を2名であります。

これらの構成で子育て支援の各種事業の展開や相談の対応を行ってございまして、必要に応じて関係機関への連絡調整等の対応を行ってございます。なお、緊急度の高い児童虐待、DV相談につきましては、こども課担当者への直接連絡体制を整えております。

今後は創意工夫のある主催事業の展開や増加傾向のある相談業務の対応等にこども館を拠点とした子育て支援の充実を図る予定としておりますので、利用者が不便を来さないよう安全で安心な施設として必要に応じた職員の充実を図ってまいりたいと考えています。

3項目目は指定管理者制度でございました。基本的な考え方でございます。指定管理者制度は平成15年度の地方自治法の一部改正によりまして、公の施設管理運営につきまして従来の管理委託制度にかわり、指定管理者制度が創設されたものでございます。この制度の目的は、既にご案内でございますが、民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上や経費の節減を図ることを目的として、これまで制限をされておりました公の施設の管理運営につきまして民間事業者にもゆだねることができるというものでございます。

なお、この制度は法改正後3年以内の平成18年9月1日までに移行するか、直営するかを判断しなければならず、本市にあっては合併直後の事務とも相まって繁忙を極めていたことを記憶いたしております。このようなことから、本市におきましては、平成18年9月より指定管理者制度導入予定価格の大半を公募によらずに指定し、原則3年、公募の場合は5年の指定期間を1年7カ月に短縮をして実施をしてまいりました経過があります。

今年度はそれら施設の更新時期となりますことから、事業内容、実績、施設の性質等を勘案し、現在は観光物産センターを除く13施設につきまして指定管理者制度を導入しているところであります。本制度につきましては、これまで管理をお願いをしてきた団体、業者の皆さん方に委託をしておりますことから、成果の実態は不確実なところもございますが、委託料に関しましては縮減の方向にあり、効果があらわれているものと考えております。

ご指摘の行政の指定管理者制度への意義あるいは請負団体業者へのモチベーション、啓発指導等についてはいささか万全ではなかったかとも感じております。今後につきましては指定管

理者による施設の管理運営に関し、協定に基づきました適切かつ確実サービスが提供されているかどうか、サービスの安定的、継続的な提供が可能な状態にあるかどうか監視するためのモニタリング制度を十分に活用しながら、公共の福祉のために設置し、公の施設のサービス向上に努めてまいりたいと考えております。

ちなみに、モニタリング制度の内容でございますが、これは業務報告書を基本とした実施確認、財務状況の点検等、そしてサービス受益者からの苦情等の把握、また顧客満足度調査、第三者による評価などです。また、定期の業務遂行確認、事業決算の確認、管理業務の評価指導等がこのモニタリング制度というふうに言われております。

次に、2つ目の指定管理者制度を導入している施設の運営状況でございます。有限会社神明商事に委託をしております自然休養村施設、市観光協会に委託をしております山あげ会館・龍門ふるさと民芸館につきましては、入館者数を維持するのに苦勞しているところでございますが、両指定管理者とも施設の適正な維持管理はもとより、観光PRなど目的達成のために努力をされているところであります。

なお、大金温泉グランドホテル株式会社に委託をしておりますやまびこの湯につきましては、経営状況が赤字となっておりますが、先ほど申し上げましたモニタリングの実施等により業務内容、財政状況の改善を図ってまいり所存であります。

農業公社に委託をしている2つの施設につきましては、ふれあい農園は継続をして委託しておりますが、ふれあい交流体験館の指定管理につきましては、9月1日付で指定管理者業務休廃止承認申請書が提出され、指定期間中の指定管理者業務休廃止という事態が生じてしまいました。このことについては指導監督する立場にあった者として深く反省をし、今後このようなことがなきよう万全を期してまいりたいと思っております。現在、県と協議済みの改善計画に基づきまして、改善努力に努めているところであります。

今後は住民サービスに直接影響を及ぼす公の施設の管理運営に関して、各施設を取り巻く状況、基本的なあり方の見直しを行いながら、指定管理者制度の円滑な運用を図ってまいりたいと考えています。

3つ目の那須烏山市観光物産センター選考についてでございますが、副市長より答弁をさせていただきますと思います。

最後に、こぶしヶ丘遊歩道の現状と今後の対応であります。こぶしヶ丘遊歩道、いわゆるこぶしの里につきましては、もと県烏山林務事務所によりまして事業名が生活環境保全林整備事業、これをいただきまして平成12年度末に事業を完成いたしまして、平成13年度から維持管理が実施をされたものでございます。この事業が実施をされた当初は栃木県烏山林務事務所が主に管理をされ、旧南那須町においてその補助的な管理を行っておりました。

2町の合併、林務事務所の統廃合等により、管理の主体があいまいになってしまった事実がございます。現在、遊歩道としての機能が果たせていない状況が今ご指摘のとおりなのでございます。しかしながら、借地等により整備をした施設でもございまして、遊歩道としての機能はもちろん、市民や観光でいらっしゃった方々の憩いの場としての機能が果たせるよう、こぶしヶ丘温泉及び守山キャンプ場の現在の指定管理者であります有限会社神明商事及び県北環境森林事務所と協議をし、荒廃しているこぶしヶ丘遊歩道を再生をしたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

なお、答弁漏れとかデータ等のお答えにつきましては、各担当課長に補足説明をさせたいと思います。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） それでは、観光物産センターのめん太郎からの支払等でその団体等に公正公明に知らせているかということでございます。これにつきましては、広報お知らせ版、市のホームページを使いまして応募の内容といったものはいずれの方も見られるということで、それはどなたも見られるということでございます。

なお、申し込みの際、物産センターの管理業務仕様書というものもお渡ししてございます。平成20年度は市が直接やっておりますので、その前年度の平成19年度の決算書も添えてそういった内容もお知らせしている。それからあわせてプロポーザルを実施するときに、こういった費用もございましてということはお知らせするということで、これは公平に扱っているということでございます。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長齋藤照雄君。

○健康福祉課長（齋藤照雄君） 1点目の質問の中にあります救急出動関係でございますが、市長の答弁にございました出動件数、那須南病院への搬入については省略いたしますが、管外の病院に搬送されている人数ですけれども、大田原赤十字病院、済生会病院、藤井脳神経外科がベスト3でございますが、それらの病院を含めまして606名でございます。

それから、病院に搬送されるまでの平均所要時間というのは平均は出ておりませんが、30分以内に搬送されている件数が36%、それから30分から1時間未満に病院まで搬送されている件数が52%、おおむね1時間以内に搬送されている件数で90%程度でございます。

那須南病院ではどうしても対応できない症状や診療科ということにつきましては、産科、婦人科がございませんので、産科、婦人科は対応できません。脳神経外科関係ですね、脳溢血、脳梗塞関係につきましても、搬送されても転院という形になるかと思っております。

常勤の整形外科医がおりませんので、夜間の交通事故、こういった重傷患者につきましてはやはり手当ができないということで、管外の病院のほうに搬送しているケースがあるというこ

とでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） こぶしヶ丘遊歩道の件につきましてご説明申し上げます。市長答弁にありましたように、このこぶしヶ丘遊歩道は平成13年度、県の事業として生活環境保全林整備事業ということで平成13年に造成しております。この管理につきまして、当時烏山林務事務所でございますが、林務事務所長のほうから町に管理をしてほしいということで平成14年度から管理をしておりましたが、管理はどこだというお話でございますが、商工観光課、私どものほうで管理をしているのでございますが、その整備につきまして中に管理歩道A、B、C、Dと4本管理歩道がございます。また、森がやすらぎの森とか木漏れ日の森とかたくさん森をつくって管理していたわけでございますが、そのような形でなかなか管理が不備になってしまいました。まことに申しわけなく思っております。

地代といえますか、借地料を払っているのかということでございますが、これは平成19年まで指定管理者でございます自然休養村協会で払っております。また、平成20年からは今回指定管理ということで神明商事のほうになっておりますので、神明商事と契約をするべきでございますが、地権者の方、民間の方ではいかなものだろうということで市と契約をしまして、市で払いましてその分を指定管理者からいただくということでやっております。

また、先ほど申しましたように、遊歩道の造成費とか当初事業計画というのは書類をいろいろ探したんですが、金額的に幾らかかったというのがどうもありませんので、その点をご容赦いただきたいと思います。

簡単でございますが以上でございます。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） ただいま午前中の私の質問に対して市長を初め副市長、担当課長から答弁をいただきました。2回目の質問に入らせていただきたいと思います。

まず、第1点目の救急医療体制の現状について、市長のほうからるご答弁がございました。那須南病院、現在医師の定員が20名のところ13名で7名不足していて、この部分に関しましては市長も日々苦心をされているところなのかなというふうに理解をしております。

実は10月18日の土曜日に私、近所で交通事故を目撃いたしまして、たまたま第1発見者ということで消防署のほうに通報をさせていただきました。そのときの資料を持ってきたんですけども、10月18日の夕方でございます。5時40分ごろに発生した事故でございますが、私が通報いたしましたら、救急車が通報してから4分後に来ていただきました。これは東原だったものですから4分間で来ていただけたのかなと思っております。私もそういう事故現

場に当事者以外の1番目の発見者という部分で想像したこともなかったものですから、そこに心配だったものですかraitんですが、現場の救急隊員の方、本当に職務とはいえ、一生懸命あちらこちらに電話をして搬送先を探しておられました。その現場に来てから搬送先が決定するまでが31分、この場合はかかりました。症状は頭の軽い外傷、右腕の骨折であります。ですから、そんなにすぐに生死を分けるというようなことではなかったんですが、このときの救急隊員があちらこちら聞いたわけですから、その病院について順次お話をさせていただきたいと思います。

まず1回目に通報したところがNHU宇都宮病院、これは東病院のことですかね。そこへ通報して断られた。その理由は処置が困難であるということでございます。2番目にかけた病院は黒須病院、ここの理由は専門外だということで断られたそうでございます。3番目にかけたところがNHU栃木病院、これは前の国立栃木病院ですかね、ここの理由は医師が不在だということでございます。4番目に燿生会病院にかけたところ、ここの理由はやはり処置が困難であるということです。5番目に済生会宇都宮病院にかけたところ、忙しくてだめだということだったそうでございます。6番目にかけたところが宇都宮記念病院、ここはやはり専門外だということで断られました。6カ所断られて7カ所目で大田原赤十字病院に搬送されました。ここに搬送されるまでの間、私が通報してから72分かかっている計算であります。

本当に現場の隊員の方は大変だと思います。あちらこちらにあたってやられておまして、本当に頭の下がる思いでございました。病院から帰ってきて入電から消防署に帰署した時間が2時間かかったということなんです、そういうことございまして、これは本当に東京の先ほど申し上げましたようにそういう事態もあるものですから、これについてはやはり市民の生命を守るという観点からも、また場合によっては私が遭遇した事故はたまたま命に別状がなかったからよろしいんですが、本当に1分1秒を争う場合があるわけですね。そういうこともありますので、本当にしっかりした対応を今後、市長だけではなくて我々も一緒になって考えていかなくちゃならないのかなというふうに考えております。

それと、医師もなかなか確保しようとしても困難な部分があるかと思うんですが、どうなんでしょうか。場合によっては今後の対応だと思うんですが、ほかの病院にお願いをして、総合診療科みたいなものを設けていただいて、そういうことも考えておられるのかどうか。その辺のことについてまず市長にお伺いいたしたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この18日の対応については大変ご苦労さまでございました。お礼申し上げたいと思います。

那須南病院の今の位置づけは、実はこの当南那須地域の2次救急病院というような位置づけ

でございます、基本的には救急車に依存する患者等については那須南病院で処置をするというのが原則になっております。しかしながら、今の事態は救急救命士の判断によりまして、これは骨折だというようなことだろうと思うんですね。そうしますと、当然整形外科医の専門医が必要だというような判断になったと思います。そういうことで、そういったところの診療を有していることで7番目になってしまったのかなというふうに思いますが、ただ、そういうことが今、那須南病院の一番大きな課題であります。

そして、実は那須烏山市内にも個人医なるものは大変多いんです。二十数カ所の個人医院が開院をされております。しかしながら、基本的に先ほど申し上げました医師会との話し合いでは救急対応は無理だというような回答なんですね。本来は1次救急というのはできればかかりつけの医院であるとか、あるいはそういった外科の専門であるとか、そういったところが診ていただくのが本当はいいんですが、ということは輪番制を那須南病院もしいてはいるんですが、実質365日、24時間というような対応になってしまっているんですね。ですから、お医者さんも32時間勤務しなくちゃならないということが発生していて、今限界なんです。そういった1つの裏話を言ってしまうと大変なことになっちゃうんですが、そういうことで、どうしても那須南病院には医師が必要ですよということなんですね。

今の質問の趣旨とは違ってきちゃったんですが、やはり今後は1次救急、2次救急、そしてさきのような3次救急ですよ。那須南病院でも手に負えないんだということを判断されたときには、3次救急医療のスムーズな受け皿、そういう体制づくりが今必要であります。

最後は大田原赤十字病院で受け入れてくれたということでございます。これは実は那須南病院が2次、そして県北の3次救急医療は今、廃止の憂き目に遭っておりますが、塩谷厚生連であるとか、大田原赤十字病院なんです。したがって、大田原赤十字病院の新築のお話が出ておりますが、全面的に南那須広域行政組合でも支援をする。そういったスタンスをとっているんですが、1次救急、2次救急、3次救急、そういったスムーズな連携、医療の広域化、そういったところが今当南那須広域におかれている大変喫緊な課題なんです。ぜひその辺のスムーズなところを議員さんもお支援いただいて、スムーズな体制がとれるようご尽力いただければと思います。ちょっと回答にならないかもしれませんが、そういったところが現状なんですね。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 今、市長のほうからる答弁をいただきました。これは本当に医師不足という問題については全国的な問題ですから、すぐにまた解決できればいいんですけども、なかなかそういう状態でもないのかなというふうに思っております。さらに一段の努力をお願いいたしまして、この項目は終わりたいと思います。

それから、女性隊員についてでございますけれども、これは大変ありがたい、また時期を得

た将来を見すえた措置であるというふうに高く評価をしているところでございます。初めて女性隊員が入るわけですから、男性の隊員の方も大変気遣いをしなくちゃならない部分はあるかと思うんですね。そういう部分についても、また市長のほうからも男性の隊員もまた新しく入る女性の隊員も存分に活躍できるような特段の指示といたしますか、訓示と言ってはおかしいですけども、そういうご指導もさらにしていただければなというふうに考えております。設備の改修などについては市長も前向きに考えておられるようでございますので、この項目についても質問を終わりたいと思います。

2番目のこども館の利用状況とその運営について2回目の質問をさせていただきます。こども館、1年たったわけでございますけれども、私もデータをいただきました。市長のほうの答弁にございましたように、開設当初は月に50人ぐらいだったかと思いますが、ことしの10月のデータを見ますと600人近く、五百八十何人になっているかと思いますが。大変皆さんが利用しているんだなというふうに私も感じているところでございます。

ただ、大体利用する方というのは幼児と母親が当然でございますけれども、団体利用が多いというふうに聞いております。子供さんの年齢は1歳から3歳ぐらいの方である。フリーの来館者、個人でぱっと何も無いのに相談に来るといのは少ないというふうに聞いております。

それから、7月までは保育士さんがいなかったのでしょうか。オピニオンリーダーの方や何かのサポーター制度をもって運営されていたのかと思うんですが、7月から保育士さんを配置することになった。保育士さんにさまざまな事業を組んでいただいて7月から急に入館者がふえてきたということであろうかと思えます。

こども館、せっかくなつくたわけですから、さらに子育てをしているお母さん方がまたお父さん方が安心して利用できるように、また子供たちのために充実した活動をお願いしたいと思えます。

このこども館の運営について、体制についてなんですが、これについては先ほどの市長の答弁の中で、職員4名のうち兼務の方が1名、臨時職員2名ということなんですが、6名毎日このこども館に勤務しているということになるのでしょうか。この辺のところ、もうちょっと詳しく説明をしていただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） まず常勤4名、今1名兼務でございますが、これはこども課の主管が1名兼務でございます。兼務ではない3名は常駐でございます。今、久保居議員がおっしゃったように子育ての保育士と子育て経験者の方2名おりますが、保育士は週4日でございます。勤務時間は9時から16時まで、それから子育て経験者の方は週2日ということで、この方は1日3時間働いていただくということでございます。なお、この件につきましては、平成

21年度にみるくらぶと申しますか、ゼロ歳児から3歳児、そんな受け入れもしてはどうかという検討も今してございます。あわせて、このこども館だけで運営するのではなく、そういった子育てに関して外部にも出てそういった支援事業ということもやろうかと今内部で検討中でございますので、それらの状況によっては、もう少し職員等の配置も充実しなければならないのかなと現在考えてございます。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 今の副市長の説明でわかりました。職員兼務というのは所長か何かですかね。実際にこども館に常時いるというのは3名の職員だと思います。臨時職員の2名のうち保育士さんが週に4日、あとはサポーターの方が週に2日来られているということでございます。これは私が思うに、こども館には子育てをしている親御さんと子供が来るわけでございますから、当然相談も含めて専門の方がここに毎日いるべきじゃないのかなと思います。そう考えると、職員3名がいても実際には母親とか子供たちの相談とかいろいろな事業を組み立てて運営するというに直接かかわることは、もちろん補助的なことはできるかと思うんですが、私はできれば専門の方を常時配備しておかれたほうがよろしいのではないのかなというふうに思うわけであります。

ことしの7月までは保育士さんもいなかった。サポーターの方がやったので毎日毎日どういうふうにして遊ばせようとか、いろいろ苦慮していたようでございます。7月からは国のほうの補助が回って保育士さんを入れることができるようになったということで、大分事業なども組み立てていただいて充実するようになったということですが、職員を逆に減らしても保育士さんを1名から2名にふやして常勤という形にされたらどうかなというふうに思うんですが、この件についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 今現在、子育て支援団体の育成事業も行っているわけでございます。そういう方の充実を図りながらそういったサポートしていただける方のご協力をいただきながら、また、人事異動の中で全体的に保育士、そういったものをどうするのかということもあわせて検討させていただきたいと思います。今、ちょっと即答は避けて申しわけありませんが、今後の事業の内容等を含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 今、国のほうから補助をいただいている保育士さんは1年間なんでしょうけれども、そのうち3カ月間だけは国から補助が出ないというふうに聞いております。その辺のところもございますので、これは職員を1名減らしても保育士さんは1名から2名の体制をとるべきではないのかなというふうに私は思います。ぜひ前向きにご検討をいた

だきたいと思います。以上で2番目のこども館についての質問を終わります。

続いて3番目、指定管理者制度についてお伺いたします。指定管理者制度については私も以前に一般質問の中で1年半ぐらい前になりますか、市長に伺ったことがございます。そのときも指定管理者制度を導入したけれども、これについて市長はどうお考えになっているか。この制度をどう活用していくのか。また、指定管理をしようとするそれぞれの施設の現状をよく見ていただいて、指定管理者制度がスムーズに導入されるように精査をされたらどうかというような質問をさせていただきました。そのときの市長の答弁は、よく精査をして必要とあればリーダーシップを発揮していきたいというようなお答えがあったかと思えます。

しかし、残念ながら、この農業公社の契約途中解除というようなことがあったわけでございます。私は指定管理については当然経費の削減ということが求められるわけでありましてけれども、それと同時にその施設を有効に使うということが必要なのではないのかなというふうに思っております。この指定管理制度のあり方についてももう一度市長のほうから、市長はどういうふうな理念と申しますか、どういう考えでこの指定管理者制度を考えているんだという思いをもう一度お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 指定管理者制度につきましては、今ご指摘のように、財政厳しい折、まずは市政の全般を司る財政の支出の削減を考えるときでありますので、そういった意味では指定管理者の第一の目的はやはり経費の節減にあると認識をいたしております。同等にサービスの維持あるいは向上をさせる、今の有効活用も当然であります。そういった施設でもって民間活力でもってサービスの維持、向上を図るという大きな目的が2つあると思っております。

それに向けて2年前に始めた指定管理者制度も、今、いろいろと常任委員会のご報告も聞き及んでおりますけれども、実態的には先ほど申し上げましたとおり、なかなか意にかなった運営がなされていない事業所もあるというような報告も聞き及んでおります。さらに、不徳のいたすところでもありますけれども、あのような農業公社の事態も発生してしまったというようなことについては、9月の議会でもご報告を申し上げたとおりであります。

したがって、さらに指定管理者は原点に戻りまして、モニタリング制度等もさらに充実をさせるべく、醸成教育に尽力していきたいと考えております。何と言っても請負団体が意欲を持って取り組んでいただくことが一番でございますので、ただ言われたから、任せられたからということではなくて、何としても独立採算で利益を上げていくんだというような意気込みのある団体が醸成できるように、これからも指導していきたいと思えます。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 今、指定管理を委託している施設は、すべて市の中の市を代表

する施設であります。これはただ経費の削減ではなくて、いかに有効に使って市民のサービス向上のために生かしていくのか。また、そこを拠点として観光施設であれば観光の事業を展開するのか。また、観光PRをするのか。それぞれその施設の目的によって違うかと思うんですが、それをやはり生かしていく。また、それを育てていくことも指定管理のもう一つの目的かというふうに思うんですが、その辺についてもう一度市長からお答えをいただきたいと思えます。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほど一番に経費の節減、同等にと私は申し上げました。ですから、そういったサービスの維持、向上、有効活用は当然だろうと思っております。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 経費を削減しておいて、そしてまた活発にというのはなかなか難しい部分もあるのではないのかなというふうに思います。市長の思いを聞きたかったわけでごさいますけれども、1点目はそのくらいにいたしまして、続きまして2点目の指定管理者制度を導入している現在の市の施設の運営状況について、これは先ほど私は1回目の質問の中でも申し上げました。経済建設常任委員会で視察に行きましたら、その現場の責任者が指定管理者制度を導入されるということもあまり理解されていない。また、指定管理者制度を受けた申請書の内容については見たことも聞いたこともないといったような答えが返ってまいりまして、私も大変びっくりいたしました。これは農業公社においても山あげ会館においても同じでございます。この辺の実態を市長はどういうふうにお考えになりますか。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） そういった実態も感じているということでございます。この13団体の中には完全に公設で民営化になっている2団体もあるわけです。そういったところについては、大体経営の状況もまずお任せをするということもあるんですが、直接今までの踏襲型でやってきた団体、このことにちょっと問題があるなと感じておりますので、今後モニタリング制度などを完璧に導入をしながら、さらにこの財務指標、経営意欲の向上、そういったことについてさらに啓発をしていきたいと考えております。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 市長、今のモニタリング制度、これは大変結構なんですが、そういうことでしょうかね。現状をどう思うかというふうに私は聞いているわけでごさいます、それを指定管理者制度とは何ぞやということを現場の責任者に徹底して指導すべきじゃないのか。当然それぞれの団体とか会社の方が申請書は書かれるんだと思うんですが、それが公的団体であれば、やはりその責任者たる者はその下で働いている職員もいるわけでごさいますか

ら、申請書の内容なども出すにあたってはよくみんなと協議して出すとか、そういう形をとるのが本当の指定管理者制度を理解してやることなんじゃないのかな。それがわからないんですから、指定管理者制度そのものがわかってないわけですから、指定管理者制度の申請書の中にいろいろ書いてある事業をことしは何を取り組んでいますかと聞いても、えっ、何のことですかと言うんですよ。そういう実態なんですよ。もう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） わかりました。即座に対応いたしまして指導を徹底するように担当課に指示をいたします。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） ですから、そういうことを前から私は一般質問の中でもお願いをしていたところでございます。ぜひそういうふうには今後取り組んでいただきたいと思いません。

次に3点目、今回公募した那須烏山市観光物産センターの選考についてに移らせていただきたいと思います。本議会の初日に副市長から、今回の公募にあたってはしっかりした手順を踏んで公明正大な審査を行ったというようなお答えをいただきました。しかし、そこで伺いたいんですが、1回目の質問の中で言いましたように、観光物産センターの2階はめん太郎に市が直接賃貸契約を結んでいるわけですよ。そこから毎月光熱費、上下水道費約10万円、年間で120万円入ってくるものだと思います。これは直接市のほうの収入になるのか。それとも、指定される1階の団体の収入になるのか。その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） ただいまのめん太郎の光熱費のことですが、これは指定管理者が入るということで、平成19年度那須烏山市の南那須観光協会の指定管理事業で、それぞれ各指定管理者に応募した方にその決算書をきちんと提示しておりますので、入っているということをご理解いただきたいと思えます。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 今の課長の答弁ですが、今回2団体応募したわけです。資料をいただいた。観光協会の決算書と指定管理者事業会計決算書をいただきましたということですが、その辺の説明は一切なかったということですが。

それで、こちらのプロポーザルによる申請書の内容なんですが、これを見てもらうとわかるんですが、那須烏山市観光協会は管理費として352万7,000円上げております。課長、持っていますか、この資料、全員協議会のとくにいただいた資料なんですけれどもありますか。プロポーザルの全員協議会の説明資料。これの支出内容の管理費というところを見てもらいた

いんですが、那須烏山市観光協会は352万7,000円で支出の計上をしております。NPO法人ワーカーズコープ、ここは管理費190万円で計上しています。この差はどういうことなんです。これはワーカーズコープは実際にかかる管理費なんです。那須烏山市観光協会はめん太郎から入った電気料や何かも含めた見積もりなんです。これは両方が同じ情報が流れていないということなんです。課長、教えてください。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） お答え申し上げたいと思います。情報は2団体とも同じものを提供している。ただ、事業者によってどういう管理をするかということは、私も推定ですから何とも申し上げられませんが、見落としなのか、例えばワーカーズコープのように自分のところで自主で管理できるスタッフがいれば、外部に委託しないとかそういうことが想定されますので、情報は同じものを提供しているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） これは公明正大に公募して審査をするということであれば、この観光物産センターはそういうちょっと入り組んだ会計をしているわけですね。実際に観光協会の試算を見てもみますと、物産センターの収益はどちらに入っていると思いますか。副市長教えてください。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） これは事業団体でございます。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 観光協会のほうの決算に入っているんですよ、平成19年度のときは、指定管理の事業決算書のほうにはこの物産センターの売却益、これは宝くじも含めてですよ、それは入っていないんです。そういうことをやはり説明をしないと、公募してもその実情はわからないわけです。そうでしょう。市が賃貸契約を結んでいる賃貸料としておそらく10万円か十何万円いただいているかと思うんですが、そこの中に水道光熱費も入っているわけですよ。それを片方の団体は自分たちの管理経費に入れておく。片方はそれを見ていないということは、正しい情報をその辺の込み入った内容をしっかり事務方として説明していないんですよ。だから、こういうものが上がってくるわけですよ。

それからもう1点お聞きしますけれども、物産センターの物品販売は平成19年度の実績では160万円とありますけれども、実際には150万円そこそこののではないのかというふうに思います。そのときに今回の指定管理料が那須烏山市観光協会が458万円、NPO法人ワーカーズコープが462万円、たった4万円の差でございますけれども、それで、これの全部の施設管理費が那須烏山市観光協会は790万8,000円、NPO法人ワーカーズコープが

総額で749万6,000円であります。

そうすると、那須烏山市観光協会の場合には管理費が790万8,000円かかる。そのうち指定管理料でいただける部分は458万円ですね。そうすると差し引きしますと332万8,000円になります。今、私が言いましたように、実際にあそこの物品を販売して得られる収入は150万円から160万円程度であります。その差額の180万円は実際に増収可能な金額ですか。それと審査にあられた方がこの中におられたら、その辺の差額はどういうふうにして生まれるのかとか、その辺の根拠といいますか、これはお互いどちらもそうだと思うんですが、質問された方はいますか。お聞かせください。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 記憶は定かではありませんが、それぞれ私どもで7名プロポーザルに立ち会って質問しているわけでございます。したがって、差額とかそういうものはそれぞれの事業者の経営の内容でございますから、どうこうではなくて物産センターの私どもの委託する物産の販売、施設の管理及び物販の販売、その3点について基本的にお願ひするわけでございますので、そういったものを主体で説明するわけでございます。

先ほど宝くじの件につきましては、これは南那須観光協会の時代に宝くじを扱っておりましたが、これはあくまでも自主運営でございますので、それはワーカーズコープが宝くじをやるのかやらないのかということは、あくまでも本人のご判断ですので、そういったことはお知らせすることではなく、私どものその3点について前年度の経費の実績等をお示ししたということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 150万円の収入しかない。今現在直営ですから宝くじは扱えないですね。そうすると、この計算は審査員の方のどなたがなさったかわかりませんが、790万円かかるところの指定管理料が450万円前後ですね、どちらも。その差額というのは当然わかるわけですよ。そうしたら、実際にそれまでの物品販売にしろ何にしろ収入はどこから幾らぐらいあるのかということが、どの審査員の方も残念ながらおわかりでなかったのかな。

審査項目のほうを見てください。審査項目の中には収入の見込みの算定は適切かという項目があるでしょう。この辺の観点からして、どうお考えですか。市長、どうお考えですか。副市長じゃなくて市長お答えください。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この選定委員会の委員長を務めた副市長からは全会一致でそのようなことで公正に選定をしたという報告がありますから、私はそれを尊重して判をおしたという

ことであります。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） その三百三十何万何がしというのは、これは副市長じゃなくても結構ですが、もし審査員の方がいたら、何の収入をもって充てるのかなというふうに当然考えたんだろうと思うんですが、もしこんなふうに考えたという方がいらっしゃったらお話しいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 先ほど来申しましたように、当然全部で七百数十万円かかるわけでございます。私のほうから管理料として458万円で那須烏山市観光協会は管理料はこれでいいですよということでございます。したがって、その埋めるものは先ほど言った物品の販売手数料、これまで南那須観光協会からやっておりました宝くじ、そんなものを見込んで当然穴埋めする。赤字にならないようにですね、穴埋めというのは語弊がありますけれども。それとあわせて、山あげ会館、滝の龍門ふるさと民芸館等、それも持っておりますので、そういったもので全体的にこの金額でできますよというのが提案者のご意見でございます。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） これね、330万円の差額があって、実際に平成19年度が150万か160万円しかないわけですよ。今、景気も冷え込んでおります。それを180万円もオーバーでできるのかどうかということとはちょっと中身を突っ込んで、審査する方も副市長が責任者なんでしょうけれども、その辺のことは慎重にやっていただきたいというふうにまずお願いをしておきたいと思います。

私が言いたいのは、そういう事務手続が公平にされていない。やはり情報をこれはどちらの決算にしますよ、これはこういう状態ですよということを団体、会社に限らずそういうことからきちんと公平に情報を公開することが全く今までされていないということをもっと指摘しておきたいと思います。今後こういうことがないようによろしく願いいたしたいと思います。

それから、誤解のないように申し上げますけれども、私は今回、観光協会にとらせるのはけしからんというわけではございません。私が再度言っていますように、指定管理者制度を導入するのは大変結構ですが、経費の削減が初めにありきじゃなくて、最初はやはりその施設を有効に使って、いろいろな事業活動をやって利益を生むわけですから、ものの言い方が悪いかもしれませんが、ぎりぎりの予算で人件費だけでやった場合にモチベーションが上がりますか。やはり新たな事業をやっていただく、そしてそれを活発に展開していただいて、その収益の中から徐々に段階的に削減していくというのが指定管理者制度のあり方ではないのかなというふうに私は考えますので、そういう部分において大変那須烏山市観光協会、四百何十万円

でやって、今私が指摘した180万円の差額ですね。赤字だったらどうするんですか。だれが埋めるんですか。これは観光協会だから行政が埋めるんですか。民間だったら関係ないですよ。民間の方、社長なりどなたかが埋めていけばいいわけですけども。

そういう危惧もありますからきちんとつけるものはつけて、値段が安いから落とすとかという問題ではないと思うんです。だから、そういう意味で、那須烏山市観光協会のほうの立場を考えると、大変こういう厳しい金額ではかわいそうだなという思いから、今回はあえて初日の審議のときも否決させていただきましたけれども、その辺も含めてのことをございますので、ぜひ誤解のないようお願いいたします。

続いて、最後のこぶしヶ丘遊歩道についてであります。これは当然県の林務事務所と連携して行われた事業であったかと思うんですが、私もちょっと不勉強で十何年前と申し上げましたが、平成13年ということをございます。何年間町のほうで委託されて管理したのか。それからその借地料は幾ら払ったのかということについて、まだ答弁をいただいておりますので、その辺のところも答弁をいただきたいと思ひます。

その前に先ほど申し上げましたように、現地に行ってまいりました。ちょっと見ていただきたいと思うんですが、この看板、生活環境保全林という看板なんですが、これが2枚立っております。藤田橋のほうから上がってきた坂の途中のあずまやのところに1カ所、それから、自然休養村の管理センターのほうに入るロータリーのところに1カ所、2カ所これが立っております。時間がないので、看板に書いてある文章は全部読みませんが、最後のところはこぶしヶ丘は隣接する温泉施設等を活用することで、自然とのふれあいを求める人々に快適な森林レクリエーション活動に親しむことができるよう保健休養林として整備されておりますという内容の看板でございます。

その横には、このこぶしヶ丘遊歩道の地図も書いてあります。これが私が撮ってきた看板でございまして、こういう遊歩道、これも管理センターのすぐ裏のところにちゃんと矢印で書いてございます。これはそっちから見るとやぶにしか見えないと思うんですが、管理センターが上です。下のわずか2、30メートルのところから管理センターのほうを向いて撮った写真でございます。わずかにここに歩道の形跡がございます。これはその遊歩道の中の階段の一部、もうシダが生い茂っていて、どこが歩道だか何だかわかりません。これも同じであります。下から見た管理センターのほうですが、全くの林にしか見えないと思ひます。

こういうふうには本当に手が入っていない。平成13年から管理したということになっていすが、平成13年から何年間管理しましたか。借地料は幾らでしょうか。その辺についてお答えいただきたいと思ひます。

○議長（水上正治君） 商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） 先ほどご答弁申し上げました生活環境保全林整備事業、先ほど言いましたように平成13年3月に県の林務事務所から保全林の整備が完成したので、その後の管理について町のほうで規定を設けてほしいということで、そのとき、4月2日付で県のほうへ管理規定を出しております。それにつきましては、第1から第4までありまして、この生活環境保全林等については維持管理はこの規定によるということで、町が管理する。期間につきましてはうたってございません。（「平成13年から何年間管理したのか」の声あり）管理でございますか。それは先ほど市長答弁のときにありましたように、県の林務事務所が今回大田原へ行きましたり、南那須町と烏山町が合併しまして商工観光課が管理ということでございましたが、私のほうで不備がございました。そういうことで基本的にはここ3、4年は管理していないような状況でございます。

もう1点、借地料のことでございますが、これにつきましては守山キャンプ場とかそちらと同じような形でございますが、3人の地権者がおりまして3万6,737平米で22万422円を払っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 平成13年度から管理の委託を受けたということで、全く管理していなかったんですかね。つくってから、県から委託を受けて全く管理をしていないということなんですかね。

○議長（水上正治君） 商工観光課長平山孝夫君。

○商工観光課長（平山孝夫君） その後、旧南那須町の産業担当のほうで何年かは管理していたと思います。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 総工費はわからないということでしたね。おそらく私の記憶では8,000万円ぐらいかなというふうに思うんです。もし間違っていたら申しわけないんですが、当時8,000万円か八千何百万円というふうに聞いております。県であれ国であれそういう税金を投入してつくって、わずか1年、2年管理したかも覚えていないというような状態の施設が現にあるわけですね。これは先ほど市長の答弁がございました。整備して神明商事さんをお願いしたいというような方向もございましたので、その件についてはあまりこれ以上言わないようにします。時間もございませんので、それ以上のことは避けますが、いずれにしても、こぶしヶ丘遊歩道の件についても、ふじたの体験むらについても、やはりつくったからにはしっかりとした運営計画というものをやって、つくって取り組んでいただきたいというふ

うに思っております。

施設をつくるのには当然国や県の補助があるにしても、すべて税金のわけですね。ですから、これを有効に使うということがごく当たり前であって、さらにうちの市のように財源が厳しい中であれば、それは指定管理の施設も同じですけれども、有効に活用していくのにはどうしたらいいかというのはよほど真剣に取り組まなければならない課題かと思えます。そのような認識を持って、今後は取り組んでいただければなというふうに思っております。

民間の企業とか個人であれば、その責任はすべて会社の社長とか個人が負わなくちゃならないのは当然のことです。限られた財源の中で市民のさまざまな要望にもこたえなくてはならなくて市長も大変かと思いますが、やはり私たちも含めてその税の重みというものをしっかり考えて、しっかりしたビジョンを持って有効に使っていくように努力していただければなというふうに思っております。

今回の定例会、ことし最後の定例会でございます。はからずも私が本定例会の最後の質問者でございます。師走に入りまして、ことしも残り少なくなってまいりましたけれども、これから外気の寒さもだんだん厳しくなってまいります。また、不況の風もここ1、2年吹き荒れるのかなというふうに予想されますので、懐のほうの寒さもさらに厳しくなるものと思えます。せめてそれぞれの心は温かくして、ご同席の皆様を初め那須烏山市全市民の皆様がよい年の瀬と新年を迎えられることを心から祈念いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（水上正治君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

[午後 2時12分散会]